

焼 14—45 号
令和6年8月20日

建設工事関連業務委託
入札参加者様

契約検査課長 鈴木 肇

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領の改正について（通知）

日頃、当市建設行政にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

焼津市では、ダンピング受注を防止するため、国土交通省において、建設工事関連業務における低入札価格調査基準の算入率等の改定が行われたことから、本市においても、今般の国土交通省の改定を踏まえた建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領の見直しを行うこととしましたので、令和6年10月1日以降に公告又は指名通知を行う案件の応札に当たっては、留意していただくよう通知します。

記

1 改正項目

<測量> 最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定

<地質> 最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定

<設計> 最低制限価格の算定に使用する一般管理費等の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定
最低制限価格の範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改定

<補償コンサルタント>

最低制限価格の算定に使用する一般管理費等の算入率を 0.45 から 0.50 へ改定

最低制限価格の範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改定

2 適用期日

令和6年10月1日以後に公告又は指名通知を行う案件について適用します。

3 その他

改正後の焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領及び同要領補足説明を次の市ホームページへ掲載しましたので確認願います。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/seido/koji-bid/reiki.html>

担当：契約担当
内線：80-4312, 4313